

栃木県建設工事請負契約約款の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略</p>
<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>5・6 略</p>	<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u></p> <p>を明示するものとする。</p>
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発</p>

<p>注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法 _____ 第 26 条第 1 項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第 2 項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）</p> <p>また、同条第 3 項本文に該当する場合は専任の技術者とする。</p> <p>ただし、当該工事が同条第 5 項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号 _____ に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、<u>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、</p>	<p>注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第 2 項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）</p> <p>また、同条第 3 項本文に該当する場合は専任の技術者とする。</p> <p>ただし、当該工事が同条第 5 項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 略</p> <p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 略</p>
--	---

<p>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p><u>4 略</u></p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第 27 条 略 2～8 略</p> <p>9 発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 38 条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の 100 分の 25 を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当す</p>	<p><u>3 略</u></p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第 27 条 略 2～8 略</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 38 条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 _____ _____ _____</p>
---	--

<p>ることができる。</p> <p>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>	
--	--